

第3 共同生活援助（グループホーム）

健康福祉局障害福祉保健部
障害施設サービス課共同生活援助担当

もくじ

1. 令和8年度報酬改定について（共同生活援助関連）
2. 共同生活援助事業所の運営にあたって
3. 基準省令と解釈通知

第210条の4 利用者負担額等の受領

4. 報酬告示と留意事項通知

- ①日中支援加算
- ②個別支援計画に記載が必要な加算

5. 虐待・不適切支援について
6. 運営指導（実地指導）でのよくある注意点
7. 本市補助金対象の事業所の皆様へお知らせ
8. 補助金関連での注意点
9. その他

もくじ

1. 令和8年度報酬改定について（共同生活援助関連）

2. 共同生活援助事業所の運営にあたって

3. 基準省令と解釈通知

第210条の4 利用者負担額等の受領

4. 報酬告示と留意事項通知

①日中支援加算

②個別支援計画に記載が必要な加算

5. 虐待・不適切支援について

6. 運営指導（実地指導）でのよくある注意点

7. 本市補助金対象の事業所の皆様へお知らせ

8. 補助金関連での注意点

9. その他

1 令和8年度報酬改定について（共同生活援助関連）

1. 福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充等

2. 令和8年度における臨時応急的な見直し

(1) 就労移行支援体制加算の見直し

(2) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

(3) 応急的な報酬単価の特例

令和8年6月1日以降に新規で事業所として指定を受けた
介護サービス包括型または日中サービス支援型の事業所のみが対象です。
(※5月末までに運営している事業所は、報酬改定の対象となりませんが、国の動きをご承知おきください。)

2(3) 応急的な報酬単価の特例

概要

【就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況である。このため、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、臨時応急的な見直しを実施する。
- 収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価(一定程度引き下げた基本報酬)を適用する。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

○ 対象サービス

就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス

- ※ 年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス

○ 対象事業所

令和8年6月1日以降に新規指定された事業所(既存事業所については従前どおり)

- ※ 指定権者においては、基準等の要件を満たす事業所を適切に指定する観点から、通常の事前相談・審査スケジュールや標準処理期間に従って処理することが望ましい
- ※ 合併・分割・事業譲渡に伴う指定の場合、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合は、既存事業所と同様の扱い

○ 応急的な報酬単価

対象サービスにおける平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合等を踏まえ、一定の収支差率を確保できる水準となるよう、それぞれの基本報酬単価の特例を設ける。なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域については、一定の配慮を行うため、従前の報酬単価を適用する(詳細次ページ)。

2(3)応急的な報酬単価の特例(共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型))

単位数

- 所定単位数の1000分の972に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害者への配慮>

- ・ 重度障害者支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、医療的ケア対応支援加算、医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する利用者に係る基本報酬
- ・ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)、高次脳機能障害者支援体制加算を算定する事業所に係る基本報酬

<地域への配慮>

- ・ 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- ・ 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

(参考①) 配慮措置の対象

◎就労継続支援B型・共同生活援助（重度障害者支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）、医療的ケア対応支援加算は共同生活援助のみ）

【重度障害者支援加算（Ⅰ）】（共同生活援助のみ）

- 区分6かつ行動関連項目10点以上の利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【重度障害者支援加算（Ⅱ）】（共同生活援助のみ）

- 区分4かつ行動関連項目10点以上の利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【医療的ケア対応支援加算】（共同生活援助のみ）

- 指定基準の人員配置に加えて看護職員等を常勤換算1以上配置しており、医療的ケア判定スコアに記載の医療を必要とする利用者に対して個別支援を行った場合に加算

【医療連携体制加算（Ⅳ）】

- 看護職員が事業所を訪問して医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合に加算

【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ）】

- 利用者の50%以上に視覚、聴覚、言語機能の重度の障害があり、意思疎通に関する専門性をもつ支援員を、利用者数に対して40:1以上配置している事業所に加算

【視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ）】

- 利用者の30%以上に視覚、聴覚、言語機能の重度の障害があり、意思疎通に関する専門性をもつ支援員を、利用者数に対して50:1以上配置している事業所に加算

【高次脳機能障害者支援体制加算】

- 高次脳機能障害のある利用者が全体の30%以上であり、高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した従業員を、利用者数に対して50:1以上配置している事業所に加算

1 令和8年度報酬改定について（共同生活援助関連）

2. 令和8年度における臨時応急的な見直し(3)応急的な報酬単価の特例・まとめ（GHのみ）

【対象】 令和8年6月1日以降に**新規**で指定を受けた、
介護サービス包括型または日中サービス支援型の共同生活援助事業所

➡【注意！】 令和8年5月末以前に指定をとっている事業所は、見直しの対象外です。
これまで通りの報酬単価で請求可能です。

【単位数】 所定単位数の1000分の972相当する単位数

【配慮措置】 (1)重度障害者への配慮

➡重度障害者支援加算ⅠまたはⅡ、医療的ケア対応支援加算、
医療連携体制加算Ⅳ、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算ⅠまたはⅡ、
高次脳機能障害者支援体制加算
のいずれかの加算を算定している事業所や利用者の場合は、従前の報酬単価。

(2)地域への配慮

➡横浜市の場合は、本市補助の対象事業所の場合は従前の報酬単価。

もくじ

1. 令和8年度報酬改定について（共同生活援助関連）
2. 共同生活援助事業所の運営にあたって
3. 基準省令と解釈通知

第210条の4 利用者負担額等の受領

4. 報酬告示と留意事項通知

- ①日中支援加算
- ②個別支援計画に記載が必要な加算

5. 虐待・不適切支援について
6. 運営指導（実地指導）でのよくある注意点
7. 本市補助金対象の事業所の皆様へお知らせ
8. 補助金関連での注意点
9. その他

2 共同生活援助事業所の運営にあたって

共同生活援助事業所の運営上のルール → 基準省令＋解釈通知、条例

【基準省令等】

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）
- ・ 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月28日 条例第64号）

【解釈通知】

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）

報酬改定等、変更があった際はこれらの基準・通知等も更新されています。

2 共同生活援助事業所の運営にあたって

自立支援給付費の算定の要件やルール → 報酬告示＋留意事項通知

【報酬告示】

・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

【留意事項通知】

・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）

報酬改定等、変更があった際はこれらの基準・通知等も更新されています。

2 共同生活援助事業所の運営にあたって

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

Google カスタム検索 🔍 検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定について

福祉・介護

令和8年度障害福祉サービス等報酬改定について

▼ 改定の概要 ▼ 告示 ▼ 通知・事務連絡 ▼ 参考資料

改定の概要

・ PDF 令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について [1.5MB] 📄

▶ 政策について

▼ 分野別の政策一覧

▶ 健康・医療

▼ 福祉・介護

▶ 障害者福祉

▶ 生活保護・福祉一般

▶ ページの先頭へ戻る

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00013.html

告示

・  [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和8年こども家庭庁・厚生労働省告示第5号）](#) [865KB] 

・  [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示（令和8年厚生労働省告示第130号）](#) [191KB] 

 [ページの先頭へ戻る](#)

通知・事務連絡

障害者総合支援法関連通知

・  [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について](#) [2.6MB] 

報酬改定後は、
基準省令や報酬告示に記載
の算定要件等が変更となっ
ている場合がありますので、
よくご確認ください。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00013.html

もくじ

1. 令和8年度報酬改定について（共同生活援助関連）
2. 共同生活援助事業所の運営にあたって
3. 基準省令と解釈通知

第210条の4 利用者負担額等の受領

4. 報酬告示と留意事項通知

- ①日中支援加算
- ②個別支援計画に記載が必要な加算

5. 虐待・不適切支援について
6. 運営指導（実地指導）でのよくある注意点
7. 本市補助金対象の事業所の皆様へお知らせ
8. 補助金関連での注意点
9. その他

3 基準省令と解釈通知 ②第210条の4 利用者負担額等の受領

基準省令	解釈通知
(利用者負担額等の受領) 第二百十条の二 1 (略) 2 (略) 3 指定共同生活援助事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。 一 食材料費 二 家賃 (略) 三 光熱水費 四 日用品費 五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの	(3) 利用者負担額等の受領 (基準第210条の4) ① (略) ② その他受領が可能な費用の範囲 基準第210条の4第3項は、指定共同生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、 ア 食材料費 イ 家賃 ウ 光熱水費 エ 日用品費 オ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、訓練等給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。

3 基準省令と解釈通知 ②第210条の4 利用者負担額等の受領

基準省令

- 4 指定共同生活援助事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 5 指定共同生活援助事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

運営指導等で指摘等が多い項目です。
そもそも負担を求めるべきものか、
求める場合の負担額は適切か、
徴収した費用の管理や精算が適切か、
ご確認をお願いいたします。

解釈通知

なお、オの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成18年12月6日障発第1206002号当職通知）によるものとする。また、入居前の体験的な利用（以下「体験利用」という。）に係る利用者については、利用日数に合わせて按分する等の方法により適切な額の支払を受けることとする。

③ 食材料費の取扱い

食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に当該残額を返還することや、当該事業所の利用者に対する今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要がある。

また、食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時において利用者に説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要がある。

もくじ

1. 令和8年度報酬改定について（共同生活援助関連）
2. 共同生活援助事業所の運営にあたって
3. 基準省令と解釈通知

第210条の4 利用者負担額等の受領

4. 報酬告示と留意事項通知

- ①日中支援加算
- ②個別支援計画に記載が必要な加算

5. 虐待・不適切支援について
6. 運営指導（実地指導）でのよくある注意点
7. 本市補助金対象の事業所の皆様へお知らせ
8. 補助金関連での注意点
9. その他

4 報酬告示と留意事項通知 ①日中支援加算

報酬告示	留意事項通知
Ⅰの8 日中支援加算 イ 日中支援加算（Ⅰ） （略） ロ 日中支援加算（Ⅱ） （略） 注Ⅰ イについては、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障害者（65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者をいう。）であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画又は外部サービス利用型指定共同生活援助計画に基づき、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定共同生活援助事業所においては、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に支援を行った場合については、算定しない。	⑱ 日中支援加算の取扱いについて （一）報酬告示第15のⅠの8のイの日中支援加算（Ⅰ）については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障害者（65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者をいう。）であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けた上で、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じて、算定する。 ア 日中支援従事者の配置 （略） イ 加算の算定方法 （略）

4 報酬告示と留意事項通知 ①日中支援加算

報酬告示	留意事項通知
注2 ロについては、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合に、<u>1日につき所定単位数を加算する。</u>	(二)報酬告示第15の1の8のロの日中支援加算(Ⅱ)については、指定共同生活援助等と併せて支給決定されている日中活動サービスを利用することとなっている日に当該サービスを利用することができないとき、サービス等利用計画又は共同生活援助計画若しくは外部サービス利用型共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画等」という。）に位置付けて計画的に地域活動支援センター、介護保険サービス、精神科デイ・ケア等を利用している者が利用することとなっている日に利用することができないとき又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対し、日中に介護等の支援を行った場合について算定する。 ア 日中支援従事者の配置 (略) イ 加算の算定方法 (略)

4 報酬告示と留意事項通知 ②個別支援計画に位置付けることが必要な加算

- 夜間支援等体制加算（Ⅰ）
- 日中支援加算
- 自立生活支援加算
- 入院時支援特別加算
- 長期入院時支援特別加算
- 帰宅時支援加算
- 長期帰宅時支援加算
- 地域生活移行個別支援特別加算
- 精神障害者地域移行特別加算
- 強度行動障害者地域移行特別加算
- 強度行動障害者体験利用加算

各種加算を算定するときは、
算定要件をよくご確認ください。

算定要件を満たしていない場合、
運営指導（実地指導）で指摘となり、
過誤していただく場合があります。

もくじ

1. 令和8年度報酬改定について（共同生活援助関連）
2. 共同生活援助事業所の運営にあたって
3. 基準省令と解釈通知

第210条の4 利用者負担額等の受領

4. 報酬告示と留意事項通知

- ①日中支援加算
- ②個別支援計画に記載が必要な加算

5. 虐待・不適切支援について
6. 運営指導（実地指導）でのよくある注意点
7. 本市補助金対象の事業所の皆様へお知らせ
8. 補助金関連での注意点
9. その他

5 虐待・不適切支援について

●令和6年度 障害者虐待防止法対応状況調査報告によると…

全国で虐待の事実が認められたのは1,267件 (※障害者福祉施設従事者によるもの)

1	共同生活援助	401件 (31.6%)
2	施設入所支援	243件 (19.2%)
3	放課後等デイサービス	157件 (12.4%)
4	生活介護	143件 (11.3%)

横浜市においても、
共同生活援助の通報が
一番多く寄せられています。
(※令和7年度・障害者福祉施設従事者によるもの)

●障害者虐待に対する事業所としての対応のポイント

- ① 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した際には速やかに通報
➡横浜市障害者虐待防止センター 045-662-0355
- ② 通報があった場合は、即座に事業所としての対応・事実確認を行う

【適切な対応】速やかに被虐待者や他の利用者の安全確保を行う。

➡不適切な初動の例

- ・横浜市からの連絡や指示、調査開始を待っていて、事業所としての対応を開始しない。
- ・通報内容を虚偽と思い込んで対応を開始する。

もくじ

1. 令和8年度報酬改定について（共同生活援助関連）
2. 共同生活援助事業所の運営にあたって
3. 基準省令と解釈通知

第210条の4 利用者負担額等の受領

4. 報酬告示と留意事項通知

- ①日中支援加算
- ②個別支援計画に記載が必要な加算

5. 虐待・不適切支援について
6. 運営指導（実地指導）でのよくある注意点
7. 本市補助金対象の事業所の皆様へお知らせ
8. 補助金関連での注意点
9. その他

6 運営指導（実地指導）でのよくある注意点①

① 「運営規程」「利用契約書」「重要事項説明書」関連

- ・内容は最新のものに更新されていますか？
- ・それぞれの文書の記載内容に齟齬はありませんか？
- ・利用者署名欄等に署名、押印、契約日の記載は漏れていませんか？
- ・代筆する場合は代筆者名を記載してください。
- ・契約期間が受給者証の支給決定期間外となっていないですか？
- ・契約を自動更新する場合、利用継続の意思確認を行い、その記録を残してください。
- ・体験利用時も本入居と同様に説明と契約を行う必要があります。

② 防災対策

- ・3日分の備蓄と消費期限の確認をお願いします。（※費用は法人負担）
- ・防災訓練は、新規設置のグループホームでも年2回以上行う必要があります。
- ・消防設備についても、消防法令で定められた点検を必ず年2回実施してください。

6 運営指導（実地指導）でのよくある注意点②

③ 利用者負担金

→返金等がない場合も含め、必ず年1回以上は精算を行ってください。

計算過程も含めて、第3者が見たときにわかるように記録を残してください。

- ・食材料費…徴収した費用は適切に管理されていますか？
- ・光熱水費…利用者に請求する水道料金から、横浜市水道料金補助（1人あたり上限1,300円/月）を差し引いていますか？
- ・日用品費…「事務用品費」や「備品費」は含まれていませんか？
（例：事務処理用パソコンや調理器具、掃除機などは法人負担です。）
- ・懇親会やレクリエーションの費用は、参加する利用者から別途任意で徴収してください。

利用者への返還金がない場合でも、精算を行い、報告する必要があります。

また、利用者から確認を受けたことや、利用者が返金を受けとったことがわかる書類を保管してください。

6 運営指導（実地指導）でのよくある注意点③

④ 預り金の管理について

- ・ 預り金規程は定められていますか？

（現金だけでなく、障害者手帳や年金手帳、健康保険証などの貴重品も含まれます。）

- ・ 利用者の金銭等を一時的にでも預かることがあれば、「預り金規程」に定める通り管理してください。
- ・ 預かる現金の上限額を定めるなど、法人が多額の現金を預かることのないようにしてください。
- ・ 出入金の経過をダブルチェックすることも、事故を防止する大変重要な取組みです。仕組みが未整備の事業所はダブルチェック体制を整えてください。

➡適正に管理できておらず、不適切な処理や事件、事故等があった場合、施設従事者等による障害者虐待（経済的虐待）と判断される場合があります。

6 運営指導（実地指導）でのよくある注意点④

⑤ 個別支援計画関連

- ・ 個別支援計画はサービス管理責任者の指揮の下で作成し、必ずサービス管理責任者の名前も記載してください。
- ・ 必ず会議等により組織内で支援方針を検討・共有するとともに、その記録を残してください。
- ・ 体験利用であっても個別支援計画の作成が必要です。

⑥ 自立支援給付費関連 ➡ 報酬告示・留意事項通知から、算定要件等を確認してください！

- ・ 各種加算（帰宅時支援加算や入院時支援特別加算等）を算定する場合は、算定に必要な書類を整えるとともに、「いつ」「誰が」「どのような支援をしたか」がわかるよう、業務日誌や支援記録等に記録を残してください。
- ・ 入居者が個人単位で居宅介護または重度訪問介護を利用している日に、基本報酬で請求されていませんか？
- ・ 利用者の外泊時に本体請求や夜間支援等体制加算を請求していませんか？

6 運営指導（実地指導）でのよくある注意点⑤

⑦ ホーム内の掲示

- ・運営規程の概要、協力医療機関、従業者の勤務体制等の重要事項は、利用者が自由に確認できる状態にしてください。

⑧ サービス提供実績記録票

- ・毎月、利用者からの確認印 または サイン をもらってください。
- ・実績記録票に、利用者からの確認印やサインをいただく場合は、1枚に1箇所でも問題ありません。

【サービス提供実績記録票の記載例】

➡厚生労働省のページ『（3－2）実績記録票（記載例）』をご覧ください。

(URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00018.html)

⑨ 会計区分

- ・共同生活援助（グループホーム）会計をその他の事業と区分してください。

6 運営指導（実地指導）でのよくある注意点⑤

⑩ 虐待の防止及び身体拘束等の廃止・適正化のための取り組み

- ・虐待防止委員会や身体拘束適正化委員会を開催した記録を残してください。
（いつ、どこで、参加者、内容等、記録を残してください。）
- ・虐待防止委員会や身体拘束適正化委員会の内容を従業員に周知徹底してください。
- ・虐待の防止のための研修や身体拘束等の適正化のための研修を実施した記録を残してください。（いつ、どこで、参加者、内容等、記録を残してください。）

➡上記の委員会や研修を実施したことがわかる記録がない、
あるいは実施したことが確認できない場合は、
虐待防止措置未実施減算 や 身体拘束廃止未実施減算の対象となる場合があります。

もくじ

1. 令和8年度報酬改定について（共同生活援助関連）
2. 共同生活援助事業所の運営にあたって
3. 基準省令と解釈通知

第210条の4 利用者負担額等の受領

4. 報酬告示と留意事項通知

- ①日中支援加算
- ②個別支援計画に記載が必要な加算

5. 虐待・不適切支援について
6. 運営指導（実地指導）でのよくある注意点
7. 本市補助金対象の事業所の皆様へお知らせ
8. 補助金関連での注意点
9. その他

7 本市補助金の対象事業所の皆様へお知らせ (グループホームの補助制度について)

【変更内容】

- ・空室発生から連続4か月間までを補助対象(1日時点を基準日とすることは従来通り)
→本入居があった場合で、かつその居室が再度空室になった場合(例:居室②、③)
- ・体験入居(連続3日以上)も入居実績とみなす(例:居室⑤、⑥)

定員6名(市内GHの平均)の場合の空室発生パターン

 …補助対象

 …補助対象外

例	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
居室①	空室	空室	空室	空室	空室	空室	空室	空室	空室	空室	空室	空室
居室②	○	空室_1	空室_2	空室_3	空室_4	空室	空室	○	○	○	空室_1	空室_2
居室③	空室_3	空室_4	空室	○	○	空室_1	空室_2	○	○	○	空室_1	空室_2
居室④	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
居室⑤	○	空室_1	空室_2	空室_3	空室_4	空室	体験	空室_1	空室_2	空室_3	空室_4	空室
居室⑥	○	空室_1	空室_2	体験	空室_1	空室_2	空室_3	空室_4	体験	空室_1	○	○

もくじ

1. 令和8年度報酬改定について（共同生活援助関連）
2. 共同生活援助事業所の運営にあたって
3. 基準省令と解釈通知

第210条の4 利用者負担額等の受領

4. 報酬告示と留意事項通知

- ①日中支援加算
- ②個別支援計画に記載が必要な加算

5. 虐待・不適切支援について
6. 運営指導（実地指導）でのよくある注意点
7. 本市補助金対象の事業所の皆様へお知らせ
8. 補助金関連での注意点
9. その他

8 補助金関連での注意点

① ホーム住所、定員の増減、サテライト型住居の追加・廃止等の変更があった

➡ 障害施策推進課への変更届等の提出とともに、
障害施設サービス課共同生活援助担当にも変更申請書等の提出が必要です。

① 利用者の変更（入退居）があった

➡ 単独加算受給予定書（第1号様式）の変更には○印をつけて、更新したものを提出してください。

① 業者コードの登録内容（法人代表者や法人所在地、振込口座情報等）に変更があった

➡ 『資格審査申請システム』から届出が必要です。

（URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kaikei/shiharai/kouza-touroku.html#henkou>）

お手続きされていないと、補助金のお支払いができなくなる場合があります。

もくじ

1. 令和8年度報酬改定について（共同生活援助関連）
2. 共同生活援助事業所の運営にあたって
3. 基準省令と解釈通知

第210条の4 利用者負担額等の受領

4. 報酬告示と留意事項通知

- ①日中支援加算
- ②個別支援計画に記載が必要な加算

5. 虐待・不適切支援について
6. 運営指導（実地指導）でのよくある注意点
7. 本市補助金対象の事業所の皆様へお知らせ
8. 補助金関連での注意点
9. その他

9 その他

障害施設サービス課共同生活援助担当に登録している
メールアドレスに変更があった場合

➡メールアドレス変更のご連絡をお願いします。

グループホームの休止・廃止を検討するとき…
運営主体を他の法人に変更するとき…

➡検討段階からお早めに障害施設サービス課共同生活援助担当へ
ご相談ください。

日頃の運営で疑問があるとき

➡国の通知等も確認しつつ、
障害施設サービス課共同生活援助担当へご相談ください。

ご覧いただき、ありがとうございました。

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA